

立川市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条、第42条の3、第45条、第47条、第49条、第54条、第54条の3、第57条、第59条、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27及び第115条の33の規定に基づき、第3条に掲げる介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下「サービス事業者等」という。）に対し、立川市（以下「市」という。）が行う指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においてサービス事業者等を支援することを基本に、サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関し、関係法令等に適合するか否か等を個別に明らかにし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

2 監査は、第10条に規定する指定基準違反等又は人格尊重義務違反に該当する状況を確認した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼に、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次の各号に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う事業者等
- (8) 指定介護予防支援事業者

(9) 第1号から第6号まで及び前号に掲げる者の特例によりサービス提供を行う者

(指導の方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、関係法令等に照らし、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

(指導実施方針及び実施計画)

第5条 市長は、指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項及び指導目標等を掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を毎年度、別に定めるものとする。

2 市長は、実施方針に基づき、当該年度の指導対象及び実施時期等を含む実施計画（以下「実施計画」という。）を別に作成するものとする。

(指導の形態等)

第6条 指導の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導 指導の対象となるサービス事業者等（以下「指導対象事業者等」という。）に対し、必要な指導の内容に応じ、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行うもの又はオンライン会議システム、ホームページ等（以下「オンライン等」という。）の活用による動画の配信等により行うものをいう。

(2) 運営指導 指導対象事業者等の事業所又は施設において次に掲げる方法により行うものをいう。

ア 一般指導 市長が単独で行うものをいう。

イ 合同指導 市長が厚生労働大臣又は東京都知事と合同で行うものをいう。

(指導対象の選定基準)

第7条 指導は、全てのサービス事業者等のうち、次の各号に掲げる指導の形態に応じ、当該各号に掲げる選定基準並びに実施方針及び実施計画に基づいて対象の選定を行うものとする。

(1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 運営指導 次に掲げる指導に応じた方法により選定する。

ア 一般指導 実施頻度及び個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう市長がサービス事業者等を選定する。

イ 合同指導 一般指導を対象としたサービス事業者等の中から選定する。

2 前項の規定による指導対象の選定に当たっては、利用者、東京都及び他の市区町村等からの情

報並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の介護給付費適正化システムによる情報等を活用するものとする。

（指導の実施方法等）

第8条 指導の実施方法等は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 集団指導

ア 指導通知 市長は、指導対象事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者及び指導内容等を当該指導対象事業者等に通知する。

イ 指導方法 市長は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。この場合において、指導対象事業者等を一定の場所に集めて講習を実施したときは、欠席した指導対象事業者等に当該指導で使用した書類等を送付する等必要な情報提供を行い、又はオンライン等の活用による動画の配信等の方法によるときは、配信動画の視聴及び資料の閲覧状況等について確認を行うものとする。

（2） 運営指導

ア 指導通知 市長は、指導対象事業者等を決定したときは、原則として1か月前までに、運営指導の根拠規定、目的、実施日時、場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を文書により当該指導対象事業者等に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合は、指導開始時に文書により通知する。

イ 書類の提出 市長は、運営指導の実施に当たっては、指導対象事業者等にあらかじめ指導に必要となる書類の提出を求めることができる。

ウ 指導方法 市長は、介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日付老発0331第7号厚生労働省老健局長通知）の趣旨を踏まえ、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。ただし、施設及び設備並びに利用者等のサービス利用状況その他の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認は、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

エ 指導体制 運営指導の体制は、2人以上の指導班を編成して実施する。

オ 指導結果の通知等 市長は、運営指導の結果、改善を要する事項があると認められた場合及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、文書によりその旨を通知する。

カ 改善報告書の提出 市長は、指導対象事業者等に対し、文書による改善を指摘する場合は、

指導結果通知書を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。この場合において、改善報告書の提出期日は、指導結果通知書の発送日から起算して30日以内とする。

(監査への変更)

第9条 市長は、運営指導の実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 東京都知事及び市長が別に定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）

(監査の方針)

第10条 監査は、前条第1号から第3号までに掲げる状況（以下これらを「指定基準違反等」という。）若しくは人格尊重義務違反が認められる場合又はその疑いがある場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定基準)

第11条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の存否を確認するため必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情及び相談等に基づく情報
- (2) 市長が高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき認定した虐待に関する情報又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 連合会及び地域包括支援センター等へ寄せられる情報
- (4) 連合会及び保険者からの通報に基づく情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者に関する情報
- (6) 法第115条の35第4項に規定する報告の拒否等に関する情報
- (7) 運営指導において市長が認めた指定基準違反等又は人格尊重義務違反に関する情報

(監査の実施方法等)

第12条 市長は、監査の対象となるサービス事業者等（以下「監査対象事業者等」という。）を決定したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書を監査対象事業者等に通知した上で立入検査等を行うものとする。ただし、第9条の規定により運営指導の実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該通知する事項を含め、監査を実施する旨を通告するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査を実施する日時及び場所
- (3) 監査の担当者の氏名
- (4) 出席者
- (5) 監査を実施するに当たり監査対象事業者等が用意すべき書類
- (6) 虚偽の報告若しくは答弁又は検査忌避等に関する罰則規定

2 監査は、運営指導の指導班を中心に職員2人以上の監査班を編成して実施するものとする。ただし、問題の性質等に応じて、課長級の職にある者を長とした職員3人以上の特別班を編成して実施することができる。

3 市長は、監査の実施に当たっては、事前に関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の場合は当該事業者を指定している全ての市区町村長に情報提供を行い、必要に応じて同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

4 市長は、監査対象事業者等が東京都知事に指定又は許可の権限があるサービス事業者等であるときは、事前に監査を実施する旨の情報提供を東京都知事に対して行うものとする。

5 市長は、監査の結果により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めたときは、その旨を文書によって東京都に通知するものとする。ただし、東京都知事及び市長が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

(行政上の措置)

第13条 市長は、監査対象事業者等が市長に指定権限があるサービス事業者等であるときは、次の各号に定める行政上の措置をとることができる。

- (1) 勧告

ア 市長は、監査対象事業者等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合は、法第78条の9、第83条の2、第115条の18及び第115条の28の規定に基づき、当該監査対象事業者等に対し、期限を定めて文書により基準の遵守等の措置をと

るべきことを勧告することができる。

イ 市長は、アの規定による勧告をした場合は、当該監査対象事業者等に対し、期限内に文書によりとった措置について報告を求めるものとする。

ウ 市長は、アの規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 市長は、前号の規定による勧告を受けた監査対象事業者等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該監査対象事業者等に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ 市長は、アの規定による命令をした場合は、当該監査対象事業者等に対し、期限内に文書によりとった措置について報告を求めるものとする。

ウ 市長は、アの規定による命令をした場合は、その旨を公示しなければならない。

(3) 指定の取消し等 市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10、第84条、第115条の19又は第115条の29のいずれかに該当する場合には、当該監査対象事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定の取消し等」という。）することができる。

(4) 指定の取消し等の公示及び届出

ア 市長は、前号の規定による指定の取消し等の処分を行ったときは、その旨を公示する。

イ 市長は、前号の規定による指定の取消し等が法第78条の11第4号又は第115条の20第3号に該当する場合は、指定の取消し等の処分を行った旨を東京都に届け出るものとする。

(監査結果の通知等)

第14条 市長は、監査の結果を文書により当該監査対象事業者等に通知する。ただし、前条第1号から第3号の規定による措置を行う場合は、当該措置を行う旨の通知に代えることができる。

2 市長は、前条第1号から第3号の規定による措置に該当しない軽微な改善を要すると認める事項があった場合は、文書によりその旨を当該監査対象事業者等に通知し、期限を定めて報告を求めるものとする。

3 市長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し、前条第1号から第3号の規定による措置を行う場合は、事前に東京都知事に情報提供を行うものとする。

(聴聞等)

第15条 市長は、監査の結果、当該監査対象事業者等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認める場合は、監査後、当該取消処分等の予定者に対し、行

政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号に規定する聴聞又は弁明の機会の付与をするものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しないものとする。

（経済上の措置）

第16条 市長は、監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し、不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第22条第3項の規定に基づき、不正利得の徴収を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、監査対象事業者等から不正利得の徴収を行うときは、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収することができる。

（関係機関等との連携）

第17条 市長は、指導及び監査の効果を高めるため、東京都及び他の保険者並びに連合会との連携を図るものとする。

2 市長は、指導又は監査の実施状況については、必要に応じて厚生労働大臣及び東京都知事に報告するものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。